

会長・副会長の選出について

千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課

議題 1 会長・副会長の選出について

1 『千葉市地域保健医療協議会設置条例』 抜粋

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

2 協議内容

地域保健医療協議会委員の中から、会長、副会長を選出する。